

令和元年度岩倉市私立高等学校等授業料補助金のお知らせ

岩倉市では、公私立学校間の授業料負担の格差を是正するため、以下のとおり授業料の一部を補助しています。この補助制度を受けるためには、令和元年10月31日までに岩倉市教育委員会学校教育課へ申請してください。

1 補助金額 別表参照

2 対象者 私立高等学校及び専修学校の高等課程に在籍する生徒の保護者等（授業料負担者）で、当該年度の10月1日（基準日）現在、岩倉市内に住所を有し、別表のいずれかに該当する方。

※ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

①基準日において、特待生等で授業料の納付を全額免除されている生徒の保護者等

②通信制の課程、専攻科または別科に在籍している生徒の保護者等

3 受付期間 10月1日（火）～10月31日（木）
（ただし、土・日曜日、祝日は除きます）

4 申請方法 学校教育課（岩倉市役所6階）、市ホームページ、または在籍校で配布する「申請書兼請求書」に在学証明を受け、必要事項を記入のうえ、提出してください。（下記の問合せ・申請先に郵送でも可）
※平成31年1月2日以降に岩倉市へ転入された方は、市民税所得割額と県民税所得割額が確認できるもの（市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）、市民税・県民税納税通知書（写）、課税証明書等）が必要です。

5 支払方法 銀行振込（振込日は12月下旬を予定しております）

6 その他 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
なお、「広報いわくら 10月号」にも案内を掲載していますので、ご参照ください。

■問合せ・申請先

岩倉市教育委員会学校教育課

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地（電話0587-38-5818）

別表

補助区分	補助金額（年額）
基準日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める保護を受けている世帯	22,000 円以内
当該学年度に納付すべき県民税所得割額と市民税所得割額とを合算した額が非課税の世帯	
当該学年度の県民税所得割額と市民税所得割額とを合算した額が 85,500 円未満の世帯	16,500 円以内
当該学年度の県民税所得割額と市民税所得割額とを合算した額が 272,500 円未満の世帯	14,500 円以内
当該学年度の県民税所得割額と市民税所得割額とを合算した額が 452,500 円未満の世帯	12,000 円以内

※1 父及び母ともに所得がある場合は、2 人分の市県民税所得割額を合算した額になります。

※2 市の補助金額は授業料の実質保護者負担額（授業料から国・県の補助金を引いた額）を超えないものとします。したがって、負担額が 0 円であれば、岩倉市の補助はありません。